

第7回 ごみ処理センター建設適地選定委員会議事録 抄録

平成19年2月7日(水)午後1時30分～ 津山市役所 2階 202会議室

- 出席者委員 : 委員長 花村哲也(学識) ・ 副委員長 森住明弘(学識)
(14名) 鈴木茂之(学識) ・ 山田正昭(学識)
岡本英二(地域代表;美咲) ・ 岡本良市(地域代表;勝央)
神原吉男(地域代表;西粟倉) ・ 坂本道治(地域代表;津山)
中村一富(地域代表;美作) ・ 松原 晃(地域代表;奈義)
山崎克己(地域代表;鏡野)
安東伸昭(公募) ・ 浦島文男(公募)
- 事務局 : 吉田室長・仁木参与・上高参事・山口主幹・西村主任
美作県民局(早瀬・池上)
津山市、美作市、勝央町、奈義町、鏡野町、美咲町

事務局;開会

委員長;挨拶。前回委員会プレゼン御礼。

事務局;前回委員会の報告。議事録抄録の説明。

委員長;委員から意見あるか。

～意見なし～

追加資料が出てきた地区があるか。

事務局;追加アピールについては、1月29日付文書にて、プレゼンあるいは提出済文書以外に委員会に対してアピールすることがあれば、2月5日までに提出していただくよう案内をした。結果として、神庭地区、田邑地区、福岡地区から提出があった。

委員長;追加アピールについて説明をお願いする。

事務局;神庭地区の地元、綾部東町内会から出ている。内容はプレゼンテーションに措いてはフェイストフェイスでのやり取りに時間をかけてほしかったというもの。また、補足説明としてまちづくり 還元施設という考え方、時間的コストの考え方などについて提出いただいている。また、隣接町内会について吉見・草加部・櫛について、当町内会と隣接しているが、計画区域から概ね500m以内にその町内に属する民家がないことから、同意書は添付しないうとした内容のものである。また、草加部と櫛の町内会長さんから、綾部地区への総合ごみ処理センター建設反対申入書をいただいている。内容は、自分たちの町内は以前から反対しており、今もその考えは変わらないという趣旨のものである。次に、田邑・一宮地区として津山市連合町内会田邑支部長から提出いただいている。内容は、平成18年12月4日に臨時田邑連合町内会長会議を開催し、今回の公募への参加を決定したというもの、また、委員会へのアピールとして、この地域は黒豚の生産が盛んであり、農作物の関係として地産地消の基地をつくるというもの。また、ごみ処理学習機能が必要であるとしている。一方、田邑・一宮地区におけるごみ最終処分場建設予定地「公募」対象地域からの脱退申し入れとして、地元地域の町内会長さん等から出されており、その添付書類として、一宮町内会長さんによるごみ最終処分場建設予定地「応募」に関係していない申立書が提出されている。次に福岡地区の関係として、東横山6区と東横山2区の町内会長さんから追加意見として提出されている。内容は、福岡地域は他の候補地とは異なる状況であり、平成18年12月15

日付の13町内会長連名で提出した「申し入れ書」を委員会で検討していただきたいというもの、建設場所については地域からは特定できないというものである。また、地域理解について西横山ならびに南横山町内会から総会決議に関する書面の提出についての説明がある。

委員長；これらについてはプレゼンの一環として捉えていただきたい。

事務局；前回委員会であった、東苦田地区からの地元説明会開催の申し出については、委員会で了解したとおり、当局による地元説明については特別な関係があると誤解されることを避けるため実施していないこと、1月31日については結論が急がれる中での最大限の延長であり、他の地域にも理解を求めていることでありこれ以上の延長はできないことを1月29日に地元町内会長に説明しご理解いただいた。

委員長；協議事項に入る。まず(1)選定について、1月31日の整理状況の説明をお願いします。

事務局；地元町内会の総会決議状況について説明する。地元の整理については、直接施設が建設される予定の土地のある町内会と整理しているが、1月31日現在での地元町内会の総会決議の状況については、資料《地元周辺町内会理解状況》のとおりで、【 】表示が賛成決議のあったもの、【 】表示が否決または賛成決議に至らなかったものである。具体的内容は《理解状況(参考資料)》を参照いただきたい。結果としては、残念ではあるが津山北西地区(田邑・一宮)と津山中北部地区(東苦田)については、条件が満たされなかったことになる。委員会で確認いただいている落選条項に該当することになる。また、福岡地区の地元町内会のうち南横山町内会については町内会全員の印鑑のある書類はあるが日付が2月3日となっている。以上について協議をお願いします。

委員長；田邑・一宮地区と東苦田地区について、総会決議に至らなかったということで落選と確認していいか。

委員；田邑・一宮地区というが、一宮とは何処なのか。

事務局；具体的に申出があったのは田邑町内会の方からであったが、実際に施設が建設されるところの地番が一宮である。施設が建設されるところが地元という考えから、一宮町内会からの同意が必要であったがそこまで至らなかった。

委員；あの地区は一宮といっても、全てのことに田邑町内会と一緒に活動している。ただ、土地が一宮ということ。しかも、一宮の中心は1つも2つも山を越えたところであり、地番が一宮といってもその周辺にあるのは5軒か6軒くらいである。行政もよく確認すべきだ。全てを田邑と一緒にしておいて地番が一宮ということだけだ。

事務局；委員指摘のことも抱き、申出のあった代表の方に確認した。地番が一宮だが田邑の町内会ではないのかと尋ねたところ、代表の方が実際の町内会の判断をすれば一宮になるとのことであった。

委員；そうかもしれないが、大きな田邑の地域の側に5軒か6軒の一宮の集落があり、しかも人里離れている。郷が違うようなもの。一般的に一宮とはトンネルから東側である。

事務局；このことについては行政が判断したのではなく、申請者の方に直接確認したことである。

委員；委員長は地元の人ではないので地域の実情は分からないだろうが、田邑地区にしても東苦田地区にしても、事務局レベルで選外とするものではない。しかも、田邑・一宮地区のことについても、5軒や6軒の意見で何町内もの意向が左右されるのはおかしい。

事務局；説明不足で恐縮だが、当然委員会で判断いただくことであり、現在の状況の報告をさせていただいた次第である。

委員；もうひとつは、お金も莫大なものになる。そのことも十分考える必要がある。

事務局；委員指摘の地区は、いわゆる湯谷地区と思われるが、連合町内会の中に『湯谷』という町内会は存在しない。一宮町内会に含まれていると考える。

委員；そうだけれども、小学校も中学校も安心安全のパトロールにしても、皆田邑と一緒にしている。ただ一宮という町内会だけである。他のことは全て田邑支部と一緒に行動を共にしている。しかも、認めるか認めないかわからないが、湯谷地区には町内会長が居られる。

事務局；湯谷地域の代表者は居られるかもしれないが、町内会という組織の町内会長さんは一宮の中川さんである。

委員長；これらを落選とするかについては、委員会で決めることであり事務局で決めているものではない。今お謀りしている。事務局にはデータ等の整理をしていただいた。今のお話では、申請者判断では地元は一宮町内会だということだが、委員は田邑と一緒に全て活動しているのだから田邑との判断で良いということのようだが、他の委員の意見はどうか。

委員；『「公募」対象地域からの脱退申し入れ』に連名で記されている『榎環境と自然を守る会』とは。

事務局；以前、田邑・一宮地区を候補地としてお話をさせていただいた時にできていた会が現在に至っている。

委員長；『脱退申し入れ』には湯谷町内会も連名で出されているが、実際少ない集落かもしれないが、どのように扱うか意見を聞きたい。

委員；何処に決めようとも3人とか5人の反対者は出るもの。場所が決まらないから出てこないだけ。反対するにしても理由はない。反対したいがために反対するようなもの。仮にそれがまかり通るなら、いくらお金がかかっても、何処でもするというのか。しかし、全てのことに7～8割は揃わなければならない。

副委員長；田邑・一宮地区についても、応募要件を十分斟酌されて、予定地の地元は一宮地区であると判断されて、そこが同意するかどうかを条件にして応募されたわけである。今結果を見ると、田邑地区からの同意書は出ていないことから、あくまで地域は一宮地区の同意が前提であるという立場に立っていたということで、一宮地区からの同意書が出されなかったことで、委員会が判断することになる。従って、その地域の人数が多いか少ないかについては論点にはならない。

委員；もう一度説明してもらいたい。

副委員長；予定地が何処の地籍かということの基本ルールにし、地元かどうかについては元々の応募要件にあるが、それをこの地区の方は総会でも承認され一宮地区の同意が必要かどうかを議論され、それが出てこなかったのであるから、地元としては同意が取れなかったという判断を私たちがしたということになる。一宮地区が飛び地であるかどうかについては関係のない話であり、その一部の方が反対したから落選と判断したわけではない。

委員；今後、そういう考えで進めるのであればそうすればいい。しかし、その地域は全ての面で田邑と一緒に活動している。最初は反対者はいなかった。田邑が99%の土地を所有している。たまたまそこに5～6軒の集落があった。しかも、行政区分は一宮ではあるが、学校も含め全ての活動を田邑地区と一緒にしている。一般の町内会という考えではないと思う。そこで線を引いてしまえば、決まるところがなくなるのではないが。

副委員長；現実に要件を満たされている地区もある。

委員；今はそうかもしれないが、今後、いろんな問題が出てくる。いくらかかってもするというのならいいが、そういうことにはならない。田邑に19町内会があって、僅か5～6軒のいつも行動を共にする別町内の集落があって、遠方で決定されたということでは少しおかしい。最終的にどうなるかは分からないが、こういうことで次の審議に入らせないのはおかしい。

委員長；この委員会の最初は、町内会が同意することを条件にするとしていた。田邑・一宮地区だが、一宮が反対してもそれは関係ないと思えるのか、地籍が一宮であり集落の多い少ないは関

係ないとするのか。

委員；図面の中で反対されている一宮のエリアは、建設予定地との関係でどのような作用をもたらすのか、また、予定地が多少変更した場合、そこへの影響が及ばないような対策が取れる場所なのか。同じような問題が次々と出るかもしれない。進入路の問題にしても意見がある。良いと思ってもいろんな問題が出てくる。

委員；田邑地区は賛同していないのか。

事務局；土地としては非常に広大なもの。一宮と言われる地区は、トンネルの東側に大半の方が居住しているが、予定地の南にも何軒か居住している。土地としては広く一宮があるが、事務局としても申請の代表の方に、ここの土地は何処の町内会に属するのか尋ねた。と言うのも周辺町内会の関係もあった。申請代表者にお聞きしたところ、あそこは一宮という町内になるということで、地元の代表は一宮町内会長の中川さんということで出されている。また、周辺町内会については、田邑は多くの町内会があるため、その代表の方で出されている。土地そのものは一宮町内に属する広い土地である。

委員；プレゼンの説明では、予定地については津山市が以前購入した土地やホクラクの土地、田邑財産区所有地で、民間の土地は一切ないと、あるのは農道から入るルートに幅5～10mくらいの田んぼがあるだけで、一宮の人には一切関係ないと。そういうすばらしい土地に、最初は賛成で途中から反対となった5～6軒が加わったが、それが通用するならば何処も反対ということになってしまう。慎重に審議すべきだ。他地区にいくにしても、そこには民地がある。ここには民地がない。そういうところを一番に切るのはどうか。

委員；反対の申し入れ書だが、一宮町内会長の署名押印に係る調査を求めているが、事務局はこのことについて申請の代表者の方に確認したか。

事務局；2月3日か、連町田邑支部から町内会役員さんが来庁され、その中の経過説明であったのが、12月19日に連町田邑支部長が一宮町内会長宅に湯谷の方の立会いで訪ね、申請書類への署名・押印を依頼し、その場でしていただいたというもの。一宮会長からは、一宮としては反対であるという意思表示があり、田邑からそうしたお話があることについては総会に諮るということで、一応その時に署名・押印いただいたということである。

委員；申し入れ書には、全く知らないうちに、承知していないのに押印されたようになっている。町内でまとまっていないということだが、まとまらないうちに申請してきたということはおかしいことになる。

事務局；1月末までに地元或いは周辺町内会の同意をいただくということで、申請の段階では町内の同意をいただいている場合でもOKであるということで受付たのであり、1月末までの間に総会の議決をいただくようお願いしてきた。

委員；事務局は申請書の経過を調べるべきだ。

事務局；申請書と申し入れ書の筆跡と印鑑は同じものと思える。

委員；それなら申請書は正規なものなのか。やはり経過を調べるべきである。

委員長；これについてまとめたい。案は書類の不備で落選と決断をする、案は大半が田邑所有地で、行政区域が一宮でも実際の生活や活動は田邑と一緒にいるから、田邑地域の判断に従うべきという考え、案は地元に戻し再度調整してもらおう、この三つくらいが考えられるが、意見をまとめたいので挙手をお願いする。の方～挙手8～

委員；これは、一宮が反対だから落選ということなのか。

副委員長；そうではなく、地元と認識される町内から同意の書類が出てこなかったからということである。

事務局；地番が一宮ということは私どもも分かるので、田邑支部の代表の方に、番地は一宮だが何

処の町内に属するのとお尋ねしたところ、地域は湯谷でそこを含む一宮町内であるとされ、地元町内会は一宮町内会であると認識している。

委員長；今のところで、田邑の方が地元は一宮町内会であると判断したということか。

事務局；お伺いしたところ、そういうことであった。

委員；民間で開発等する際に、地元町内会の同意書を求められるが、その場合この候補地はどうか。審査については同意条件もあるが、今の段階で9件を減らすというよりも、その前にきちっとしたい。

委員長；採決を続けます。

委員；何故採決を続けるのか。9件を審査すればいいのではないか。

委員長；最終的には、この委員会が選定について全部の権限を持っているので、委員会の皆さんが決めればそれで決まる。

委員；仮に9件とも適地とならなかつたらどうするのか。それぞれの地区を検討し絞り込めばいい。例えば工事費が莫大なものになる地区があると思う。そういうのを判断したうえで絞らないと同じことになる。

副委員長；今大事なのは応募資格が満たされているかどうかである。資格がないところを議論しても仕方がない。先ず第一に資格から入ろうということで議論している。その中で、9件のうち落選という判定が出来るものが2つあったということで、その落選という判断が妥当かどうかを議論して決めればいい。

委員；一宮地区は何故反対なのか。何か具体的なものがあるのか。

委員長；この委員会は町内会から出てきたものを審査すると考えている。どういう理由で反対されたかについては分からないし町内会が判断したことである。採決を続ける。の田邑地域の判断に従うべきと考える方挙手をお願いします。～挙手～

の地元にし戻し再度調整してもらうに賛成の方。～挙手0～

結果は、大多数の方が、書類が不備であり一宮から反対の申し入れもあるということで落選ということで決めたい。続いて東苦田地区だが、同じように大田町内会から総会決議が出ていないが、これについても了承いただけるか。

委員～（はい）～

ありがとうございます。次に福岡地区だが、南横山については、決議書が2月3日付で提出されている。当初は1月31日までの総会決議ということでお願いしていたが、委員会としてどう判断するか。

委員；福岡地区については先般のプレゼンで、現在の最終処分場の安全閉鎖についての具体策が出されないならば、自分たちは何も出さないという意思表示があったと思う。これは、選定委員会で議論するよりも、津山市でどのようにするかを、しっかりとした回答を出してもらうべきである。この委員会で論議する問題ではない。この委員会で選定する対象としては不資格だと考える。

委員；全く同感である。

委員長；安全閉鎖が前提条件となっているということは、当委員会の選定に不資格であるという意見だが、他にあるか。

事務局；当初の申し込み時点では、安全閉鎖が前提という意見であった。その後1月31日までに西横山から、ここは現施設があり、できれば現施設のところにその施設を作ってほしいというところの地区の西横山からは、期限内に総会議決書が出てきたということ。また、施設をそこに持って来れば安全閉鎖も出来るし今の状況も改善できると、そのようなプレゼンであったと思う。

委員長；南横山は、2月3日付だが賛成ということか。

事務局；2つの地域で何処にするかは決めてほしいという主張であり、そのひとつが2月3日付で決議書が出ている南横山で、全町内会員が7名程の構成の小さな町内会ということで、全員が同意したという決議書の日付が2月3日ということである。

委員長；難しい状況であり落選とするか、それともそういう難しい状況を踏まえ、2月3日ということであるが受付け、内容を審議するか。

委員；先程委員が言われたことはそのとおりと思う。福岡地区の当処分場については、かなりの条件を突きつけられているので、そうした条件はあくまでも津山市行政区内の話であり、この選定委員会は広域の形になっていることから、プレゼンを聞いていると、かなりの部分で我々には理解し難い部分がある。委員長が言われたように、今回は一応は日程もズレ、プレゼン内容も理解し難い部分があるので、何らかの形で選定していこうとすれば除外ということにならざるを得ないと理解する。

副委員長；安全閉鎖を前提条件にしないと理解しているが、そのことが文書で残っているのか。話だけ聞いて解釈したということであれば、先方は前提条件を持ち出す恐れがある。プレゼンでも前提条件と言っていた。何らかの文書確認が出来るか。同意書に入っているか。

委員長；これについても、皆さんの考えを確認したい。安全閉鎖という前提があり日付も遅れたということで、福岡地区は除外するに賛成される方は挙手をお願いする。

委員；福岡地区は何故最初から落選扱いにしないのか。

事務局；決めていただくのは委員会である。12月の委員会で選定要件を決めていただいた中に、地元町内会については総会議決を1月末までというのが必須要件となっていた。それと、規制解除について解除不可は落選という要件があったため、その選定基準によって一覧表を作成した。その中で、1月末までの地元町内会決議が一宮と大田について出てきていないということである。一方、福岡地区については、地元と言われている西横山は総会で議決され、賛成であるというものが提出されている。南横山については、小さい町内なので町内会全員が署名押印した決議書が、日付が2月3日ではあるが提出されている。また、追伸が添付されており、この地区は以前、候補地として取り組んだ経過がある地域で、その当時も南横山町内会からは理解をいただき、地権者にも働きかけていただくという努力をしていただいた経過がある。よって、過去の当時、町内会としては理解いただいていた。1月末までに町内の状況、地元周辺の状況をまとめて報告してくださいと代表者にご案内した。その時に出てきた書類が《参考資料》で、それを元に作成したのがお手元の表である。

委員長；最終的には皆さんにお諮りしたいと考える。2月3日付だが、杓子定規に取り扱っていいものかどうか迷い、皆さんの意見を伺った。

委員；プレゼンでは他地区とは違う抗議の意思表示があった。津山市のその地域に対する対応について長年の懸案事項があるように思える。それをこの委員会に持って来られた。ここで判断するのは違う問題が来た。これは市が責任を持って対応するよう考え方を出示してもらおうべき。ごちゃ混ぜにして判断するのは危険である。

副委員長；我々は前提条件が応募資格に合うかどうかを議論しているのである。この地区は複雑で候補地が二ヶ所に分かれている。一ヶ所でも対応可能である。二ヶ所とも不適格で落選とするのはかなり無理がある。もうひとつは、前提条件を外すかどうかを意思表示されていないから、これが適格かと言うとかなり抵抗が強いと思われる。三点目は一応検討すると、ただし期限内に遅れたということ、前提条件があるということで仮に適地に選ばれたとしてもそれが故に時間がかかる。建設が非常に遅れる。そういうことがあるため、減点対象とするという考え等、考え方は複数あり、今この場で不適格という判断は避けるべきと考える。

委員長；今は公募に入るかどうかを議論している。最終的には市との問題で、かなりやってもらわないといけないし、それも我々が適地かどうかの判断をするには非常に大きな材料になる。そういうことで、とりあえず入口には入ってもらうが、内容を聞くと難しいので適地ではないと判断するのか、それとも先程の意見で難しい問題がありまた規定の条件から逸脱しているとして落選と扱うのがいいか。

事務局；先程副委員長が言われたが、(前回委員会の)議事録のP15に委員長の発言で『整理したいが、二つとも使うべきなのかそれとも絞り込むのか』という問いに対し、地元は『二つに特定しているわけではない。しかし、敢えて言うならば現処分場は使用しなければならないだろう。これは安全閉鎖していただきたい私どもがまちづくりとして切に願っている地域であり、敢えて現処分場の地域については使用していただかなければならない地域ということで回答する』というものがある。

委員；確かに副委員長の言うこともひとつの要件としてあると思うが、必ずしもこれを安全閉鎖する方法を条件として出ている、それでは津山市がそれを検討して横山地区にいつ返事が出来るのかということ、今まで検討されても納得のいく返事が出来ていない、その上でここで津山市がすぐに返事を出せるのかといえそうではない。1年も1年半もかかるという事になるのではなからうか。そうなれば事業が遅れることになる。その埋立地も2年足らずで一杯になりそうだと、緊急を要することは分かるが津山市行政がきちんとして来なかったからこうなった。このことは市長にしっかりやってもらわなければならない。検討するにもかなりの期間を要するだろう。そうなれば、選定委員会ではそれほど時間が待てない。そういう理由から適地としては外さなければならないのではなからうか。

副委員長；最後のところだけが違う。採点の際に評点を低くすればいいことである。その結果落選となるにしても、その段階で適格か不適格かを判断されることになる。

委員；資料では平成19年1月21日付けで西横山町内会総会において決議したとあり、西横山については地元として要件を満たしていると思う。

事務局；私どもは広域協議会の事務局を担当しており、また津山市の職員でもある。廃棄物行政に携わるものとして、各関係市町村の職員の方も来ていただいているが、津山市からも現施設を管理運営している部署からも来ていただいている。私どもから現施設について基本的な考え方を述べさせていただく。現施設の管理運営については、現場担当としては施設そのものが老朽していること等から非常に苦労しており、地域と十分協議し理解していただくことに最大限努めながら運営管理を行っている。ただ、現状が非常に厳しい中で苦労していることは確かである。そういう中で、津山市として行っているのは、今の焼却施設についても最終処分場についても、状況を見た時に安全閉鎖ということ視野に入れながら、整備をしながらやっていかなければならないのは当然として、安全対策については廃棄物処理場跡地対策委員会という組織を現場で立ち上げている。メンバーは、大学の先生、地域の代表の方等に入らせていただく中で、現状を十分分析し、それに対する適切な対応をどのように取るべきかを協議しているところである。また、現施設の安全閉鎖について、一担当部署で対処するのは非常に厳しい状況であるため、全庁的な対応として、津山市廃棄物処理検討会議という組織を、各部の部長級が構成メンバーとなる中で、今後の地域等の協議に如何に対処していくかという形で、津山市としては不十分かも分からないが、全力をあげて現在の安全な処理・処分、閉鎖に向けての安全対策ということを検討している。

委員長；まとめるが、町内会全員が連名で出されたというのは、応募したいという意思表示の表れで、先程の田邑・一宮地区の反対の申し入れのようなものはなくプレゼンも熱心にされたということで判断すれば、それなりに必要かもしれない。ここで採決する。そうした状況であって

もルールどおり除外するのか、今回は特例で除外しないのか、どちらかに判断願う。除外しないという方、挙手をお願いする。～挙手4～。除外するという方～挙手8～。委員会としては除外するとの判断とさせていただきます。

事務局；今の中で、日にちという話をされたが、日にちは南横山が1月31日を過ぎているというのがあるが、先程委員さんも言われたように、西横山については1月21日であり議事録署名人が確認している文書がある。ひとつの地域は期限内に総会の議決をされている状況であることを申し上げる。

委員長；他のところを見ていただければいいが、地元町内会とされる地区の全部が同意しているかどうかの判断になる。逆に言えば、日にちしか除外する理由がないということで、挙手をされた皆さんはそういう判断をされたと理解した。

委員；現処分場があるところであり、今反対された方は都合が悪くなれば津山市で解決しろという方が多い。私は11万人の代表、皆さんは数万とか数千人の代表。少しはその辺りのことを考えていただきたい。

委員長；いろいろ意見はあるが、先程の結論でいいという方の拍手を求める。～拍手～ 確認させていただいた。福岡地区として熱心にプレゼンをしていただいたが、この委員会ではルールに則っていないので割愛させていただくことに決定する。それでは、次の項目の説明をお願いします。

事務局；それでは、周辺町内の理解の状況について説明する。周辺町内の該当・非該当については地元の判断に任せていた。また、判断に迷う場合の考え方として、500m以内に民家がある町内会を該当とするという基準を用いた。（資料の説明）

続いて規制項目について説明する。早期建設の項目の規制解除について、用途地域は該当なし、農用地域は安井地区が該当するが、市町村において解除可能の見込みである。森林地域（保安林）については、為本ほか地区、安井地区、領家地区が該当するが、何れも解除可能である。農工団地は該当なし。河川地域は久田地区が該当するが解除可能の見込みである。以下、国立公園、国定公園、自然保全地域、環境保全条例については該当なし。文化財については、現時点では県教委の調査では該当なし。ただし、適地選定後に専門職員による調査が行われることになる。以上、規制関係で落選となる地区はなかった。

事務局；早期建設項目について説明する。そのうち土地利用の項について、為本ほか地区に保安林があるが区域の端であり影響は少ないと思われる。安井地区については農振地域で圃場整備した区域が若干あるが公共事業として解除可能である。また、保安林についても区域の端であり影響は少ないと思われる。領家地区については保安林があるが、位置的に連絡道が通ることになり解除が必要であり、林野庁で手続きすることになる。また、久田地区については河川区域であり、関係機関で手続きをする必要がある。

委員長；評点は、規制該当なしが4点、市町村での規制解除可が3点、国県での規制解除可が2点、解除不可が落選となるが落選はなかった。

委員；領家の保安林の解除期間はどのくらい必要か。

事務局；県民局で協議したところ、短くて半年長くて1年かかるということであった。なお、環境アセスメントに2年半必要ということで、その間に解除可能と考える。

委員長；他に意見あるか。無いようであり休憩する。

～10分休憩～

委員長；再開する。これから評点の作業に入るが、前回お話しした時は正副委員長で評点のたたき台を作り、皆さんにお諮りすることを考えた。その中で、土地の取得費などは非常にばらついており、試算したところ3億円程度から30数億円までとなっている。そういうものが将来

的に事業費としてはね返って来ることになる。これまで、選定要件の費用に係る項目は1～5点としていた。用地取得費、進入路ならびに排水路の整備等について、一方は1億円程度、他方は30数億円となり、これらを同じ指標にするのはよくないと思い、要件を修正させていただきたいと考える。また、まちづくり構想に対する評点だが、前回のプレゼンで各地区非常に熱心に説明していただいた。内容についても、いろいろなアイデアを考えておられ評価できる。その中でいろいろな要望等があったが、中には最終的には予算に応じて対応したいという意見もあった。そうなれば、費用で判断するのはなかなか難しいと考え、【発想】に対するものを正副委員長で検討し、それをどのように評点として導くかを議論したい。それでは、資料のまちづくり構想比較についてだが、プレゼンおよび地元からの資料を参考にそれぞれの地区毎にまとめている。表の項目にあるように【発想】【効果】【費用】【行政対応の可能性】をこれから判断していくことになる。こういうものを合わせて点数を付けていくようになる。お示ししている表は正副委員長で考えたものであるが、修正等の意見があれば出していただきたい。

～各地区の【発想】に対する評価を表により説明～

何れにしろ、非常に甲乙付け難いということ、また、各地区非常に熱心に提案されているということ。そういう中から、まちづくり構想についてどのように評価するかを議論していただきたい。

話が前後するが、ここで選定要件（修正案）をご覧いただきたい。全体像を見ていただいてからの方がいいと思う。この中で、規制解除および地域状況については、先程説明したとおりである。また、費用の項目の取得費用については、正確には不動産鑑定士により算出されるが、現段階で調査できる範囲で導き出したところ30数億円という地区もあった。少ないところで3億円台ということであり、5点満点で評価するには差が小さすぎると考え、10点満点にさせていただきたい。なお、インフラ整備については当初の配点で考えたい。これについて概算したところ、大きいところで1億円単位の差が出てくる。そういう意味では、1点差が1億円近くなるという状況になるのではなかろうか。それから用地確保の項目で、一団の土地取得が可能かという項があるが、進入路の用地確保についても非常に大きな要件になるのではないかとということで、施設用地と進入路用地を別の項にした。費用の項目は先程の説明のとおりである。周辺への影響については、近くに学校等があるかどうか。地質・地形については、専門の委員がおられるので後ほど説明いただこうと思う。この中で、全体地形という項を新たに加えたい。これは、各候補地の地形について細長い形であるとか括れているとか、施設を配置する際に不都合になるのではないかと、それを点数に反映してはどうかということである。

本日はこの選定要件（修正案）についての議論とまちづくり構想について評点を入れていただき、入らない場合は次回となる。次回はこの点数の入ったものを出させていただき、3地区くらいを目安として絞り込み地区を選びたいと考えている。それに基づき詳細調査を行い、最終的には3月末までに選定するという予定である。

それでは、要件の修正案について、取得費用の項目を10点満点とする、進入路の用地確保について別項目にする、全体地形の項目を新たに加える、このことを考えるが委員の意見を聞きたい。

委員；自分は考え方が違う。津山市の候補地が何ヶ所もある中で、津山市からの選出が1人である。点数は入れられない。やり方がおかしいと思う。津山市からの委員が3人も5人も居るべきである。9地区のうち7地区が津山市である。それを1人で選定しろというのか。事務局は何故津山市選出の委員を1人にしたのか。

事務局；委員の選出については、広域ブロックの事業でありそれぞれの自治体から出ていただくという形である。また、公募ということで、結果として津山市から7地区申請があったが、何処から出てくるかは予め想定できなかったことについてはご理解いただきたい。

委員；そのことは分かるが、このような状況になれば1人では荷が重過ぎる。

委員長；委員会の委員は、基本的には地域代表ではないと、1人の委員として独立して判断していただきたいとご理解いただきたい。これが基本的な考え方である。

委員；理屈は分からないわけではないが、みなさんがそういう気持ちでいるのかどうかということだ。やはり、自分の地域から出たところを一番に考えるものだ。費用についても、多少のいろんなことがあっても費用が安くスムーズに行くところを選定するのと思えば、そうでなく書類のことばかり言ったりして訳が分からない。

委員；自分で採点できるかどうか分からないが、正副委員長が採点していただき委員がそれを議論して修正して承認するという形では如何か。

委員長；委員の選定については、市長をはじめ広域ブロックで考えて決まったものと思うのでこの場では議論できないが了承いただきたい。委員の言われることは考えており、費用はできるだけ安く、地元を受入れてもらえるのが一番いいと考え、判断基準について少し修正したが、とりあえず点数を付けたいということだがどうか。

委員；費用を配点で付けることについては良いことだと思う。インフラ整備のところ特に地形を加味しながらできる話であり、それで進めればいい。

委員；最初から進入路にしても一団の確保が条件として、これが認められることを前提として提案があったと思う。ところが、プレゼンの時には必ずしもそれに拘らないというような、少しニュアンスを変えるような説明が2～3あったが、それではこちらにも判断に迷う。線を引いたとおりに行くのか、別の進入路を設定し直すのか、それにより工事費用・期間が全く違って来る。ごり押しでこちらから押し付けるわけではないので、あくまでも立候補してきているのだから、工事費用等を積算しこれはダメと切り捨てるのは簡単だが、これが柔軟に対応できるとなれば、どのように判断すべきか疑問が出てくる。

委員長；費用をそれなりに評価したいというのは、費用を判断基準のひとつとして入れたいと考えている。進入路等についてはプレゼンでのやりとりであったが、例えば為本ほか地区だが、どうしても姫新線の方から入りたいという意見もあったと思うが、そういったことを皆さんの中で考えていただき判断していくことになる。

委員；今はじめて地価について3億～30数億ということを知った。土地取得が一番大きな問題である。このことをどのように判断するか。筆数の多さか地権者数か、その辺りの資料を出してほしい。

委員長；言われるとおりだが、先ず10点満点にさせてもらい、次回出させてもらうことを考えている。

副委員長；費用については、前はどのくらいかかるか全く考慮しないで点数をつけた。高いところや低く抑えられるところがある。これを5点の中で配分するとアンバランスになる。それで最高点を10点にしてはどうかと考えた。進入路については、これは費用の問題でなく同意が出ているかどうか、これが一番大事である。同意が出てなかったら入る道が無いことになる。ところが地元の立場に立つと、まだそこに決定するかどうか分からない中で、正式な同意が得られにくい。そういう意味で進入路については必ずしも当該地区の方の、特に土地所有者の同意を全てもらっている状況にないように聞いた。そういう意味で進入路については単に用地確保として全体でくくらないで、二つに分けた方がいいと、進入路についての用地確保と施設建設予定地の用地確保と、二つに分けた方がいいということである。

委員長；それから排出責任（長期運搬費用）だが、収集運搬費用を【距離】×【量】、km/tとして計算した。これは、各候補地と旧市町村役場との距離を測り算出した。これについてもばらつきの傾向があり、当初は20 - 15 - 10 - 5の5点刻みで考えていたが、非常に粗過ぎるので1点刻みの配点としたい。

委員；今回市町村が跨って応募されたが、水について確保は出来るが水道料金の見当が付かない。仮に相当な金額になると予想される場合は、それぞれの条件に少し加味していただければ同じ考え方になる。ランニングコストのことであるが、そこまで必要ないのであればよろしい。

委員長；事務局で検討していただく。

委員；進入路は適地が決まってからで良いとしていたのか。

事務局；進入路を含めた一団の土地の取得が可能かということである。

委員；それには承認が必要ではないのか。

副委員長；同意してもらっている。

委員；同意のないところがあるがどうということか。

事務局；募集要綱の希望する事項に『施設及び進入路等用地は一団の土地取得が可能であること』とさせていただいている。

委員；『可能である』ということは、全て同意をもらっているということではないのか。選定した後に可能でなくなったらどうするのか。一番最初に言ったはずだ。公募というものは『行政にお任せするので全てやってください』と、それが公募だと思う。本当に道がつくのかつかないのかわからない公募のやり方ではいけない。進入路の同意のない地区が広野ともう1地区あったが、そういうのはオミットということになる。そういうことになるから、切り捨てることからやらないで一番条件の整っているところを決めるということにしないと、最後は何処も残らなくなるのではないか。

委員長；そういうご意見だが、実際のところ全ての地区の議論を同じように進めていくには時間もかかるし難しいと思う。ここでは、当初からお願いしているように、2～3の地区に絞りその段階で詳細調査を行い、落ち度のないような形で最終的に1つを選ぶという形にしたい。

委員；それは自分たちが選ぶのではなしに、先方からきちんとして全部できると整理してこななければならない。それが公募である。

委員長；それは条件として出てくると思われる。委員の皆さんでご判断いただきたい。

副委員長；確認したいが、必要な用地の確保については全部【 】になっているが、ただし、相続の方はまだ同意をもらっていないということではなかったか。

事務局；土地権利関係一覧表をそれぞれの地域で出していただいている。その中で、基本的に施設建設に対しての一団の土地については、相続の場合【現存】が【×】の場合、相続関係者が何名いるか不明だが、代表の方にお話させていただき、同意の可能性という形で出していただいている。書類提出後、法務局等で登記の精査を行なった場合、幹線道路と繋がっていないという状況は現実にあった。プレゼンの際も、そこまでは確認していないと表現された地域もあった。

副委員長；そのことは整理しなければならない。

事務局；進入路については、一団の土地として考えた場合形状が歪な場合があり、地元として整理しにくい状況にはある。しかしながら、そのままの状況で委員会で判断していただくわけにもいかないことから、同意の見込みについて文書で整理したものを、次回に検討材料として提示させていただく。

委員長；願います。それでは、選定要件だがこのような修正内容でよろしいか。

～はい～

この内容で進める。続いて、まちづくり構想の比較について、20点満点で皆さんが感じた点数を入れていただくのが一番いいと思っているが、そのことを合意できればいいが、他のやり方もある。評点については次のような方法がある。来週になると思うが、正副委員長の評点案について修正するやり方、各自評点を検討いただき記名投票で集計するやり方、このような方法が考えられるが、その前に、どのように点数を考えたらいいか、皆さんの考えはどうか。こういうところに力を入れるべきとか、こういうのは見落としとしてはいけないとか、そのような話をしていただきたい。まちづくりについて意見を願います。

委員；一覧表なので分かりやすい。我々もプレゼンという形で聞かせていただき資料も拝読した。

まちづくりが今回の基本となっており、選定委員という立場で皆さんが各自点数をつけたらどうか。皆さんが聞かれた内容で素直に点数をつけて判定するのがいいと感じる。例えば神庭地区だが、プレゼンで非常にまとめて説明され、行政とのコンタクトもしっかりされ、素晴らしいことであるが、140人の地域にそれだけの施設をどのように維持するのか、というようなことも考えながら点数をつけてみたいと思う。

委員；それぞれの地域で立派なものが報告されたが、それらの整備は広域全体で費用をかけるのか、その地の市町村がまちづくりを進めるのかははっきりさせたい。要求を全て実施しようと思えば、年数も費用もかなり必要だ。

委員；それは広域でするのが当たり前である。ただ分担の大小についてはそれぞれあると思う。そうしなければ、ごみは広域から、費用は各自自治体でとなれば、町村は潰れてしまう。

委員長；ブロック協議会の考えはどうか。

事務局；今までの経過の説明になるが、施設については一部事務組合を設立して施設の建設運営を、用地の取得も含め行なうとしてきた。施設とは、焼却施設・リサイクル施設・最終処分場に、余熱等を利用した還元施設と、一団の用地の中に整備する事業、それは地域との話し合いで何になるのかということだが、緑地・自然公園的なものは一部事務組合で整備しようというような考え方で話を進めてきた。

委員；今迄は地域要望のほとんどを履行してきたのが大勢だろう。

事務局；地域からいろいろな意見を聞かせていただく中で、還元施設とは一団の廃棄物施設の中に整備する余熱を利用した施設など、また、その地域の生活用道路の整備、水路の改善など、生活に関する改善については、それぞれの自治体でという考えである。

委員；過去に、地域の公会堂などの建設要望があったように聞くが、市外は分からないが津山市はそういう考え方を持っている。ましてや、まちづくり構想を重点に置く地域を選定したいとしてきたから、施設整備の要望を余計にでもしないと、構想が乏しいのではないかとということでたくさん出してきている。その辺りをきちっとしておかないと、必ずしも良い結果にならない。今迄がそうであるように、ごみ処理施設に関しては要望を全て聞き入れてもらえるものと思っている。よって、公募でありながらいろいろな施設整備の要望が、先日のプレゼンでもたくさん出てきている。

委員長；これはすぐには回答できない。広域ブロックもまちづくり構想のことは言っているが、どこまでかは分からない。予算とか実際のものを広域ブロックで議論してという形になると思う。

副委員長；非常に曖昧な中で採点せざるを得ないので、評価基準だけ明確にしておけばいいのではなからうか。例えば費用面を捉えれば、施設数が多ければ費用が大きくなり評価が低くなってしまふ。そうなれば、夢が大きいところは損することになる。何を基準に評価すべきか。20点満点とは何か、どういうイメージのものが20点満点になるのか、そのあたりを議論しておかないと、評価基準をバラバラでやると評点もバラバラになって、その平均を出しても意味のない平均になってしまうので、そのことを議論しておいた方がいい。お金がかかるかどうか

については評価基準にしない。どういうものを整備するかについては、適地が具体的に選定され地元と話をしながら決まっていくものであり、費用を評価基準にすると夢が萎んでしまう虞がある。何を評価基準にして点をつけるか、その議論をしてはどうか。

委員；項目に【行政対応の可能性】があり、出来るものと出来ないものが当然でてる。

委員長；これは、この公募にかかる評価の非常に大きなところであり、まちづくりを最初から条件として出している。ここで、まちづくりについて皆さんの意見を聞きたい。

委員；発想が原点である。その辺りを内容から判断するのがいいと思う。誘致を持ってくる発想である。地域住民をまとめたとか、そこに土地があったとか、地権者数とか、色んなことでその発想が生まれてくると思う。想像も入るが。

委員；常識的に考えた時、内容はほとんど変わらないと思う。しかし、アクセスというか、進入路の問題とか土地の問題とか、それがどの程度クリアされていて、金額がどれだけ圧縮できるか、過大な見返りと言うか、そういうものはやはり常識的な線で評価していきたい。

委員；費用で考えたい。

副委員長；それは、（費用が）かかりすぎる計画は低くなるということか。

委員；そうだ。ただし、還元施設は別である。

委員；時が経つにつれ、地価評価に状況変化が起きている。自分は勝央町から来ているが、津山市の広野地区が出されているが、進入路が勝央町の中核工業団地から入っていくようなルートを計画しているようだが、その用地は工業団地の用地で、たまたま偶然ではあるが今日もその用地が立地に向け売却するというような話が起きているというようなことになると、進入路の設定そのものを変更せざるを得なくなる。広野地区については場所も非常によろしいが、結局は土地の問題、周辺住民の問題、費用の問題、その費用について、地価というのは場所によって非常に大きく違うので、一概にその値段を評価すると、やはり津山市街地に近い地域は高いのではないか。高くても皆さんが良いと言うのであればいいが、問題はそうしたことで動きが出てくるので、あまり費用面について言うに限がないのではないかという思いと、土地の動きというものをできるだけ早く設定していかないと、適地が決まったとなればその周辺の地価が上がるということがあってはならないし、初め同意していた地権者が後になって『百円なら×だが、千円なら』というような話が出てきたら難しくなるので、あまりそうしたことを言わないで出してもらえる条件が整っているかどうかということが問題だと思う。

副委員長；実現の可能性ということですね。

委員；可能性を強く求めたい。

委員；まちづくり構想についていろいろ出されているが、これだけ少子高齢化が言われている中でこれだけの施設が要るのか要らないのか、よく検討しなければならない。すでに潰れていっている施設がたくさんある。なるべく利用度が高いところで、子どもやお年寄りが利用できるような場所を設定してほしい。あまり辺鄙なところでは利用度がないと思う。利用しようと思っても、運転できなくなったり、子どもの面倒も見られなくなる。そういう面をよく考慮したい。

委員；工事費用、用地費用が心配だ。それと、簡単に早くできるところがいい。

副委員長；見せていただいてそんなに差がつかないし、満点というのは、計画がきちんと立っていて、資金計画もきちんとあると、そういうことになるがそのようなところはない。そういう意味で、最高点を半分くらいに決める。そうしないと、1ヶ所だけ自分が好きなところに高い点数をつけ過ぎると、公平な判断をされたのかと批判がくる。大体のイメージとして完成度から考えるとまだ構想の段階なので、かなり低いことを念頭に置いた上で、良くて10点くらいの中で判断すると、そういう観点で評価しようと思う。

委員；地元の人を取り組んで実現可能かどうかということ、また、津山地域は農業に恵まれたとこ

ろであり、産業振興とか雇用、さらに個人的には農業振興が大切と思っており、そういったところから考えたい。

委員；プレゼンであったような要求型、例えば温泉発掘とか下水整備とかでなしに、夢プランでも、例えばある地区に決定したなら、その地区が出したプランは委員会が公約しているのではないかと、その後行政に対して整備すると、委員会が認めているのではないかと出て来はしないか。であるから、あまり大きな夢でなく早くて小ぢんまりした、まちづくりというものは大きなものでなく、地元と協働できる共生型のまちづくりがいい。

委員；費用というのは、お互いに市町村はお金がないのに出さないといけない。そうすると、莫大な費用がかかるのはどうか。そういう中で一番最初に考えるのは環境問題を考えてそれに対応したような施設をつくると。順次必要であれば考えればいい。最初はたくさん必要ないので、環境に対するものとか或いは余熱利用で簡単なものが出来れば、そういうものから始める。全ての条件が、要望が通るものではないと判断した方がいい。

委員；色んな意見があるが、自分も同じことを考えている。評価点については、評価される側からすると点差をはっきりさせておいた方がいい。

委員；費用面と考える。絶対必要なものではあるが、後になって無駄だと思うのが、大阪の焼却炉ではないが、あまりにも無茶なデザインになっている。住民の要求を入れ過ぎたのか。絶対必要なものではあるが費用対効果として線を引くべきである。要望を受け入れ過ぎると後で委員が責められる可能性がある。確かに立派な要望・発想があるが、ある程度の線を引いておくべきだ。今、日本で問題になっているのはそういう施設ばかりである。必要な施設ではあるが無駄遣いというか、特に箱ものだが。

委員；費用のことを言われるが、地域の人が苦しんでいるのを放っとけばいいということにはならないので、そのことはよく考えないといけない。今あるものであり、我々のものを焼いたり埋めたりしていただいている。必要ないものはいいが、そういうことはよく加味して評価しないといけない。

委員長；みなさんの意見は、それぞれで判断していただきたい。評価の方法だが、皆さんが自由に入れていただくのがいいと思うがどうか。

委員；正副委員長が案を作るのもいいが、それぞれが個々に入れてはどうか。

副委員長；その点数をつけた理由を簡潔に書いていただきたい。

委員；路線価等ある程度基準になるものがほしい。

委員長；排出責任以下は評価基準を決めていただいたので、事務局にデータをもらいながら入れてしまう。ただし、まちづくり構想については記名投票で、というのは責任をもってもらいたいということで、記名投票で入れてもらいたい。

委員；投票で一つに決めるのか。それとも絞るのか。

委員長；絞るためのものだ。絞った後は必ずしもデータでなく、現地とか地区の話を聞いたり、詳細調査を行い再度選定し直す。点数トップが一番いいということではない。それでは、まちづくり構想の評価については、次回（14日）に出していただく。今回は各項目の評点が明らかになる。また、まちづくりの評点についても、皆さんから出してもらい集計する。出来れば来週に地区を絞る作業をやりたい。無理ならその次だが、出来るだけ早くして詳細調査を行い3月に向けたい。

委員；何か参考になるものをいただけないか。

委員長；土地の評価額まで必要か。

委員；大体の目安がほしい。

委員長；出てくるのは、山林はいくら位の費用がかかるとか、進入路はいくら位かとか、そういう

のは出てくる。

事務局；土地の評価額だが、個人情報ということは別にして、その土地がいくらというのは現段階ではご容赦いただきたい。と言うのも、土地を買収する時は不動産鑑定を入れる。ただ、今は参考としてその近傍類似地で買収等があるのを参考にしながら比準するという、類似の金額しか出すことができない。

委員長；事務局の持っているデータで、非常にアバウトということだが、そのデータは別のことに使われてはいけないので後で回収する。次回は評点を付け、何ヶ所かに絞る作業を行う。今日の委員会はこれで終了する。

事務局；ありがとうございました。

以上（5：01終了）